

【対外者に対するハラスメント等対応方針】

1. 目的

この方針は、求職者、インターンシップ参加者、職場見学者その他会社と接点を有する対外者（以下、「対外者」という。）の人格および尊厳を尊重し、公正な採用活動その他の対外対応を確保することを目的とする。

2. 基本方針

当社は、対外者に対するハラスメントその他人格および尊厳を害する行為を容認しない。

当社は、対外者に対し、法令その他社会規範を遵守し、誠実かつ公正に対応するものとする。

3. 適用対象

本方針は、採用活動、企業説明会、インターンシップ、職場見学その他会社と対外者との接点において適用する。

4. 禁止事項

対外者に対し、次に掲げる行為等を行ってはならない。

- （１）性的な言動その他相手方に不快感を与える行為
- （２）採否その他の取扱いと関連付けた不適切な要求または示唆
- （３）公正な採用選考に反する、次に掲げる事項に関する質問、収集、調査または採否の判断材料とする行為

ア 本人に責任のない事項

- （ア）本籍または出生地
- （イ）家族に関すること（家族の職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産その他これらに類する事項）
- （ウ）住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類その他これらに類する事項）
- （エ）生活環境または家庭環境に関すること

イ 本来自由であるべき事項

- （ア）宗教

- (イ) 支持政党
 - (ウ) 人生観または生活信条
 - (エ) 尊敬する人物
 - (オ) 思想
 - (カ) 労働組合、学生運動その他社会運動に関する事
 - (キ) 購読新聞、雑誌または愛読書
 - (ク) 政治的傾向
 - (ケ) 思想または信条に関する事項を把握する目的での質問または調査
- ウ 身元調査等

身元調査その他合理的かつ客観的な必要性を欠く調査または健康診断の実施

- (4) 威圧的、差別的または侮辱的な言動
- (5) 個人情報の不適切な利用または開示
- (6) 業務上必要な範囲を超えた私的な接触、連絡先の交換または継続的な連絡
- (7) その他対外者の人格および尊厳を害する行為

5. 対応原則

会社は、採用活動その他対外者との接点においては、可能な限り複数人による対応を基本とし、対応状況を適切に記録するよう努めるものとする。

また、対外者から相談または申出があった場合には、速やかに事実関係を確認し、対外者への配慮、行為者への対応、再発防止等必要な措置を講ずるものとする。

6. 相談窓口

対外者に対するハラスメント等に関する相談窓口は、業務部長とする。

7. プライバシーの保護および不利益取扱いの禁止

会社は、相談者および関係者のプライバシーを保護し、相談、報告または調査への協力を理由として、採用その他の取扱いについて不利益な取扱いを行わない。